

「容器包装リサイクル制度見直しに係る中間取りまとめ」に対する意見

財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. ただ乗り事業者対策

(1) 意見の骨子

- ・ 制度維持の根幹にかかわる問題であり、厳罰対処策でスピードをもって遂行すべし。

(2) 意見及び理由

- ・ ただ乗り事業者の存在が、中にはそのただ乗り額がわかる形で、明示される事態になってきており、明確な厳しい対処がなければ、雪崩現象で不払い事業者が増加する事態をまねきかねず、現行容リ法の存続を根本から脅かし始めている。
(これまで努力して作り上げてきた容器包装の日本版のリサイクルのしくみを崩壊させることにつながりかねない)
- ・ 中間取りまとめのあと、イオン・ダイエー等々流通業界の支払い留保の表明も現出しており、協会としては、見直しの前に法が崩壊するかもしれないといっても過言でない程の危機感を持っている。取りまとめレベルの対応ではなく、相当に厳しい措置が用意されると社会全体が感じられるような見直しが必要である。また、流通業界から提起された問題点に対し、国として速やかに対応していただきたい。
- ・ 不払い年度終了後社名公表まで1年、公表と同時に期限付きの何がしかの強制執行策を、さらに1年後までに行える等、義務不履行判明年度の翌々年度中には、最終処分(罰金支払い命令等)までにいたるくらいのスピードで対応する必要がある。また、罰金額については、当該事業者の直近決算の売上の1%程度とする等相当に厳しい水準が必要である。
- ・ また、例えばISO14000・CSR等諸認証にあたって、容器包装リサイクル法の特定期間事業者にあっては再商品化義務を果たしていることを証明しないと認証を受けられない等、各認証機構等に徹底していただく等の措置をとっていただけないでしょうか。
- ・ まじめに義務履行している事業者が納得して今後も義務履行を継続できるよう、徹底的な対策実施を望みたい。

<追記>

なお、当面すぐにでも取り組める具体策として、以下のように業界団体への協力要請を推進することが考えられ、ご検討願いたい。

ただ乗り事業者問題が不公平の原点であるかの議論があります。事実かと思いますが、特定事業者が特定できない現状において、これに拘っていても解決策は見出せません。所詮ないものねだりです。むしろ、確実に把握できるところからチェックをかけることが採るべき策かと考えます。その方法の一つに、先ず主務5省庁（財務、国税、厚生労働、農水、経産）が傘下の団体に対し、会員企業の義務履行状況調査への協力要請を行い、団体内部のただ乗り事業者の解消から始めるべきかと思えます。次に、非会員との不公平感を回避するために、会員外の同業他社のリストアップにも協力してもらい、その補足に努めればと思えます。先ずは、不信感の払拭の意味からも業界団体への協力を求めるべきかと考えます。

2. 再商品化手法の見直し

(1) 意見の骨子

- ・ プラスチック容器包装における再商品化手法について、材料リサイクル優先の考え方を根本的に見直すべき。
- ・ R P F 等サーマルリカバリーの手法を正規の再商品化手法として認めるべき。

(2) 意見及び理由

- ・ 審議会委員の意見のある程度とりいれていただき、中間とりまとめにおいてサーマルリカバリーについても言及いただいたことについては感謝の意を表したい。
- ・ 15年度から始まる19年度までの5ヶ年計画において、18年度の市町村分別収集見込量:859千トン(19年度:922千トン)、18年度の再商品化見込量:835千トン(19年度:892千トン)となっており、計画段階ですでに18年度から分別収集見込量が再商品化見込量を上回っている。昨今の傾向からも現実問題として18年度には逆転するのは必定であり、再商品化能力の拡大が喫緊の課題である。当然のことながら、協会としては再商品化能力以上の再商品化は不可能であり、分別収集量を上回る再商品化能力を確保し続けることが容リ法継続の前提条件のはずである。
- ・ 他の3素材に比し、プラスチックの再商品化コストのみが高止まりしており、5月19日開催の第20回審議会でも説明したように「材料リサイクル」の再生処理費が高位推移しているのは明らか。
- ・ 材料リサイクル優先の政策とトータルの需給バランスが拮抗している状況が、入札にあたって有効な競争が働かない元凶であり、材料リサイクル優先を早急に改めるとともにサーマルリカバリーも含めて他の再商品化手法を認め、再商品化能力の拡大に取り組むべきである。
- ・ 材料リサイクル優先の枠を取り払い、新しい手法としてR P Fを位置づけるのであれば効率化・コスト削減に貢献すると考えられるが、優先扱いを残したままその残渣についての手法としてR P Fを位置づけるジョイント利用については、材料リサイクル優先を固定化し、更なるコスト増を招くだけであり反対である。また、再商品化能力の拡大にも繋がらない。

- ・ 入札にあたり、実質的な競争が働くためには、市町村からの引取り量に見合った再商品化能力ではなく、少なくとも引取り量の2,3割増しの能力が必要である。再商品化手法の追加により是非とも再商品化能力の拡大を図るべきである。

3. 分別基準適合物の品質向上

(1) 意見の骨子

- ・ リサイクルの質的向上とコスト低減のためには、分別基準適合物の品質向上は絶対条件であり、市町村での改善の取り組みを強く期待する。

(2) 意見及び理由

- ・ 本来、市町村が自主的に基準を守って適正な適合物を提供できるよう指定保管施設の業務をしっかりと日常管理すべきである。
- ・ 指定保管施設として指定するに際して、国としても実質的なチェック機能を果たすよう取り組むべきである。
- ・ 品質向上にかかわる協会からの改善要請に対して、協会宛に改善計画を提出してもらい、その実行・成果を協会が確認できなければ、翌年度以降の契約を締結しない措置がとれるしくみづくりが、品質向上に資すると考える。

4. 協会への委託契約数と実績の乖離

(1) 意見の骨子

- ・ 特段の事情がなく契約数と実績との乖離が著しい場合については、翌年の契約を締結しない等の厳しい措置が必要。

(2) 意見及び理由

- ・ 契約で申し込んでおきながら、年度途中で例えばPETボトルについて有価で引き取る業者があらわれたから協会には引き渡さず、他に振り向ける、といった行為は、背信行為であり、落札事業者にとっても多大の影響をあたえることになるので、今後、協会としてそのような市町村とは契約締結を拒否できる権利を留保できる制度を検討する必要がある。

5. 輸出の位置付け

(1) 意見の骨子

- ・ 不適正な輸出を防止する、との観点だけではなく、国内における再商品化のしくみを維持していく観点からの市町村への指導が必要。

(2) 意見及び理由

- ・ 中長期的に国内におけるペットボトル再商品化のしくみを維持・発展させていくという観点からの、国による市町村への指導があってもよいのではないかと考える。

6. レジ袋無料配布禁止措置

(1) 意見の骨子

- ・ 実施する場合は、あらたな不公正（有料レジ袋排出事業者が支払わない分の再商品化コストを他の事業者が負担する等）が生じないように制度設計が必要。

(2) 意見及び理由

- ・ 有料化を実施しても、家庭の一般ごみに排出される有料レジ袋がなくなるわけではなく、無償で提供されるレジ袋もなくなるわけではないと判断される。この場合、収集・選別保管・再商品化の現場では、有料と無償のレジ袋が混在することは必定であり、そのような中でレジ袋を排出しない特定事業者がレジ袋の再商品化費用を負担するといった不公正を発生させないため、どのようにしくみをつくるか、慎重に検討される必要がある。

以 上